

事業事前評価表
国際協力機構民間連携事業部海外投融資課第二課

1. 基本情報

- (1) 国名：タンザニア連合共和国（以下「タンザニア」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：タンザニア
- (3) 案件名：中小零細事業者支援事業
- (4) 融資先名：NMB Bank Plc.（以下、「NMB」という。）
- (5) L/A 調印日：2025 年 6 月 26 日

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における中小零細事業者セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

タンザニアの MSME は同国 GDP の約 35% (2022 年)、就労人口の約 70% (同国統計局、2019 年、第 3 次国家開発 5 カ年計画、2022 年) を占めており、同国経済において重要な役割を担っている。他方、銀行口座を有する MSME は約 20% に留まり、資金ギャップは GDP の約 13% と推定されており、同国経済の更なる発展に必要な MSME 振興において、金融アクセス改善は喫緊の課題となっている。

かかる状況下、1991 年、タンザニア政府は、同国の開発戦略として「タンザニア開発ビジョン 2025」を策定し、同戦略の中で MSME 振興を主要課題として掲げている。また、2011 年には上記ビジョン達成に向け 5 年ごとのローリングプランが策定されており、第 3 次国家開発 5 カ年計画 (2021/2022～2025/2026 年度) においては、MSME の企業経営能力強化及び金融アクセス改善を目的とした公共事業推進が掲げられ、また国内金融機関を通じた金融アクセス向上を打ち出している。

また、農業セクターは総就業人口の約 65% (2019 年、世界銀行)、GDP の約 26% (2021 年、世界銀行) を占める同国基幹産業であるが、セクター別の MSME の企業数は、農業セクターに関連した MSME (以下、「Agricultural MSME」という。) が全体の 56% と最も高いシェアを占めている。タンザニア政府は上述の 5 カ年計画や Small and Medium Enterprise Development Policy 等において、同国 MSME 振興の文脈で特に重要なセクターとして位置づけており、同セクター企業に対する一層の金融アクセス改善に向けた支援を推進しているところ。

加えて、女性によって経営される MSME (以下、「WMSME」という。) の割合は全体の 54.3% となっているが、同国では女性が経営する企業の売上は男性経営のそれと比較して 46% 低く、その要因として銀行融資や口座開設へのアクセスが障壁となっていること等が挙げられている

(2022 年、世界銀行)。したがって、所得格差の是正という観点から、MSME 振興においてもジェンダー配慮は重要な課題といえる。

融資先である NMB は、タンザニア全土に事業展開し、女性経営者及び農業セクターを含む MSME セクターに対する融資事業に積極的に取り組んでいる大手民間商業銀行である。本事業は NMB に対する融資を通じて、同国 MSME の金融アクセス改善を図るものであり、当該セクターの課題やタンザニア政府の方針に合致するもの。

- (2) 当該国における民間セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

我が国の「対タンザニア国別開発協力方針」(2017 年)では、「経済成長のけん引セクターの育成」を重点分野とし、ビジネス環境改善、カイゼン等を通じた活力ある企業部門の育成などに取り組むことを掲げており、JCAP(国別分析ペーパー)においても産業振興における金融アクセスの必要性が掲げられており、本事業はこれら方針・分析に合致するものである。また JICA グローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)では、「民間セクター開発」のうち、「民間企業が成長するための外部環境の整備および金融アクセス、市場アクセスを改善する」等に合致し、アフリカ・カイゼン・イニシアティブ「金融アクセス能力向上」にも資する案件である。加えて、2023 年 5 月に岸田総理大臣が G7 グローバル・インフラ投資パートナーシップに関するサイドイベントで設置を表明した「金融包摂促進ファシリティ (FAFI)」及び「食糧安全保障対応ファシリティ (SAFE)」にも本件は合致する。

3. 事業概要

- (1) 事業概要

① 事業の目的

本事業は、タンザニアにおいて、NMB への長期融資を行うことにより、同国における女性経営者及び農業セクターを含む MSME の金融アクセスを改善し、もって同国の MSME 及び農業セクターの振興及び持続的な経済成長に寄与するもの。

② 事業内容

本事業の融資は、NMB からタンザニア全土の MSME 向け融資に 100% 充てられる。そのうち 30%を WMSME 向け、30%を Agricultural MSME 向け融資に充当する。

③ 本事業の受益者(ターゲットグループ)

タンザニア全土の MSME

- (2) 総事業費：110 百万米ドル(内、JICA 融資額 50 百万米ドル)

(3) 事業実施スケジュール（協力期間）2025年6月～2032年6月

(4) 事業実施体制

借入人及び事業実施機関： NMB

(5) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動：JICAは「品質・生産性向上（カイゼン）による製造業企業強化プロジェクト フェーズ1」（2013年～2016年）、「品質・生産性向上（カイゼン）による製造業企業強化プロジェクト フェーズ2」（2017年～2022年）、現在は「ビジネス開発サービス（BDS）と品質・生産性向上（カイゼン）を通じた企業強化プロジェクト」（2023年～2027年）を実施しており、同技術協力プロジェクトとの連携を模索する。上記フェーズ1及びフェーズ2では製造現場で中小企業の品質・生産性（カイゼン）を指導するカイゼントレーナーを育成、「ビジネス開発サービス（BDS）と品質・生産性向上（カイゼン）を通じた企業強化プロジェクト」ではザンジバルにおけるカイゼントレーナーの育成及びタンザニア本土で経営管理分野（財務管理、経営戦略、人的資源管理、マーケティング）を包括的に指導できる Business Development Services（以下、「BDS」）プロバイダーを育成している。本事業においては、NMB Bankの顧客であるMSMEに対してカイゼン及びBDSサービスを紹介し、融資審査前の財務書類やビジネスプランの作成支援、融資後のローン活用方法に係るBDSを通じた助言等、金融支援と非金融支援を提供することにより、MSMEの競争力向上を図る。

2) 他援助機関等の援助活動：Swedfund 及び Citibank との協調融資

(6) 環境社会配慮

環境社会配慮

① カテゴリ分類 C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、本事業による環境へ望ましくない影響は最小限と判断されるため。

(7) 横断的事項：特になし

(8) ジェンダー分類：GI(S)：ジェンダー活動統合案件

<分類理由>タンザニアではWMSMEの割合は全体の54.3%と比較的高いものの、その売上は男性経営のMSMEと比較して46%低く、その要因として銀行融資や口座へのアクセスが障壁となっている。それに対し、本事業ではWMSME向け融資件数を25%以上に設定し、現状の約13%よりも向上させ、WMSMEの金融アクセス改善に貢献するため。

(9) その他特記事項：なし

4. 事業効果

(1) 定量的効果

1) アウトカム（運用・効果指標）

| 指標名 | 基準値（2024年3月末） | 目標値（2027年12月末） 【LA調印3年後】 |
|--|---------------|-----------------------------|
| MSME向け 融資残高（百万TZS） | 1,291,075 | 2,161,474 |
| Agriculture MSME向け 融資残高（百万TZS） | 520,989 | 878,119 |
| WMSME向け 融資残高（百万TZS） | 91,084 | 143,322 |
| JICA貸付実行による MSME向け融資件数（件） | 0 | 51 |
| JICA貸付実行による Agriculture MSME向け融資件 数（件） | 0 | 25 |
| JICA貸付実行による WMSME向け融資件数（件） | 0 | 26 |

融資残高の定量的効果はJICA融資分のインパクトのみならず、NMBのMSME、WMSME、Agricultural MSME向け融資残高全体における目標数値である。また、内部収益率について、サブプロジェクトが特定できないので算出しない。

（2）定性的効果：女性経営者及び農業セクターを含むMSMEの生産性改善や収入維持・増加並びに雇用維持・拡大を通じたMSMEの振興。

5. 前提条件・外部条件

特になし

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去のアフリカ地域における海外投融資の金融機関向け融資案件において、コロナ禍に影響を受けた不良債権の悪化、それに伴う収益性の悪化がリスクとして指摘されている。政府が導入した返済猶予措置の対象となった債権は不良債権化するリスクがあり、今後の動向を注視する必要がある。

NMBの融資残高に占めるコロナ禍で政府の返済猶予措置を受けた債権の割合は、2020年から22年にかけて一次的に増加したが、2023年そして直近の24年3月末にかけて漸減しておりNMB内の信用リスク管理が徹底されていることを審査を通じて確認した。NMB内部の債権管理体制が構築されていることにも鑑み、本事業では返済猶予措置の対象となった債権の不良債権化リスクは限定的と考える。

7. 評価結果

以上のとおり、本事業については、タンザニアの開発課題、開発政策、及び我が国の協力方針に合致しており、必要性が認められ、事業計画も適切でありその達成の見込みが十分であることから、海外投融資による支援の意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

LA 調印 3 年後を目途に事後評価実施。

以 上